

【ご案内】2019年4月以降の「GRM履修生特別奨励金」と「活動経費支援」

同志社大学大学院博士課程教育リーディングプログラム「グローバル・リソース・マネジメント」（以下、GRM）は、文部科学省が企画した博士課程リーディングプログラム計画（リーディング大学院構築事業）に基づき、国の補助金の交付を受けて運営しております。

同志社大学のGRMは、2019年3月31日まで本補助金の交付を受けることになっております。「GRM履修生特別奨励金」は、現在、この補助金を財源として運営しています。

2019年4月以降の「GRM履修生特別奨励金」の給付については、補助金交付期間終了後の本プログラムの運営のあり方として検討した結果、以下のとおり奨励金の給付を行うことを決定しました。

「GRM履修生特別奨励金 給付要項」をご確認の上、GRMの選抜試験（PE、QE）への応募やGRMの履修の検討をお願いいたします。

I. 今後の「GRM履修生特別奨励金」の受給資格者・給付額

<～2019年3月>

- (1) GRMのプレミナ試験（以下：PE）に合格し、GRMを履修する学生：毎月15万円
- (2) GRMのクオリファイグ試験（以下：QE）に合格し、GRMを履修する学生：毎月20万円

<2019年4月～>（以下の受給要件を満たす外国人留学生のみ）

- (1) GRMのプレミナ試験（以下：PE）に合格し、GRMを履修する学生の内、外国人留学生：毎月7万円
- (2) GRMのクオリファイグ試験（以下：QE）に合格し、GRMを履修する学生の内、外国人留学生：毎月14万円

※ GRM履修生特別奨励金の受給要件：

<2019年4月以降>のGRM奨励金は以下の受給要件を全て満たす学生のみ支給されます。

受給要件：

- ① 同志社大学外国人留学生内規第2条第1項もしくは第2項に規定する「外国人留学生」に該当するもの
- ② <2018年度までに>PE、或いはQEに出願の上、合格している学生

II. 2019年4月以降の活動経費支援

活動経費（オンサイト実習Ⅰ・Ⅱ、インターンシップⅠ・Ⅱ、フィールドワークⅠ・Ⅱ、フィールドリサーチⅠ・Ⅱ等、留学を除く）については、GRM共通科目の修得必要単位数に満たないGRM履修生に対して、優先的に本学が支援いたします。給付額は初回講義（ガイダンス）でお知らせいたします。

◆ 補足：同志社大学外国人留学生内規第2条

同志社大学外国人留学生内規（改正 2017年10月1日）より一部抜粋

第2条 「外国人留学生」とは、原則として外国の国籍を有する者で、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める在留資格「留学」を取得し、本学に入学をしたものをいう。

2 前項に定める在留資格にかかわらず、次のいずれかに該当する入学資格を有し、特別の選考を経て本学に入学した者は、外国人留学生として取り扱う。

(3) 大学院博士課程の前期課程、修士課程、一貫制博士課程又は専門職学位課程

イ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

ロ 日本において外国人留学生として大学を卒業した者

ハ 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を得た者

ニ 日本において外国人留学生として大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者

ホ その他本大学院において前記イ、ロ、ハ、ニと同等以上の資格を有すると認めた者で、22歳に達したものの

(4) 大学院博士課程の後期課程又は一貫制博士課程の第3年次転入学

イ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者

ロ 日本の大学院において外国人留学生として修士の学位又は専門職学位を得た者

ハ その他本大学院において前記イ、ロと同等以上の資格を有すると認めた者で、24歳に達したものの

2018年3月

GRMプログラム責任者 和田 元